

令和 7 年 8 月 契約締結分

No.	事業実施課所	契約に係る業務名	契約締結年月日	契約の相手方の 名称及び所在地	契約金額（円） 〔消費税額及び地方 消費税の額を含む。〕	随意契約の理由	地方自治 法施行令 第 1 6 7 条の 2 第 1 項中の 該当号	備 考
1	備前県民局 建設部 児島湖流浄水班	公共 流域下水道工事 （管渠緊急点検その 3）	令 和 7 年 4 月 1 日	復建調査設計（株）岡山支社 岡山市北区東島田町 1－3－5	19,800,000	本業務は、令和 7 年 1 月に埼玉県で発生した下水道管の破損に起因すると考えられる道路陥没を受け、全国特別重点調査を緊急に実施する必要がある、競争入札に付することができないため。	第 5 号	
2	備前県民局 建設部 児島湖流浄水班	公共 流域下水道工事 （管渠緊急点検その 4）	令 和 7 年 4 月 1 日	復建調査設計（株）岡山支社 岡山市北区東島田町 1－3－5	19,470,000	本業務は、令和 7 年 1 月に埼玉県で発生した下水道管の破損に起因すると考えられる道路陥没を受け、全国特別重点調査を緊急に実施する必要がある、競争入札に付することができないため。	第 5 号	
3	備前県民局 建設部 児島湖流浄水班	公共 流域下水道工事 （管渠緊急点検その 5）	令 和 7 年 4 月 1 日	復建調査設計（株）岡山支社 岡山市北区東島田町 1－3－5	7,480,000	本業務は、令和 7 年 1 月に埼玉県で発生した下水道管の破損に起因すると考えられる道路陥没を受け、全国特別重点調査を緊急に実施する必要がある、競争入札に付することができないため。	第 5 号	
4	備前県民局 農林水産事業部 農地農村整備第一課	水利施設等保全高度化事業 芥南地区 除塵機設計積算業務	令 和 7 年 7 月 22 日	岡山県土地改良事業団体連合会 岡山市北区内山下 1－3－7	2,178,000	本業務は、農業農村整備事業に係る建設工事の入札のための予定価格を算定するものであり、公正・中立な競争入札の機会を確保するために守秘義務の徹底を図ることが求められている。また、県の積算システムは、システムも含めた情報の守秘義務があり、一般コンサルタントにはその利用を認めていないため、競争入札には適さない。	第 2 号	
5	備中県民局建設部 高梁地域工務課	212-24-5 単県 道路工事（設計）	令 和 7 年 7 月 8 日	（株）荒谷建設コンサルタント 岡山市北区辰巳 2 0－1 0 9	4,763,000	本個所は、令和7年6月15日に落石が発生したため、全面通行止めを行っている。早期交通開放に向け、法面の詳細設計を緊急に実施するものである。 本業務は、緊急に実施する必要がある、入札手続きに付すいとまがないため、本個所の防災点検を過年度に実施し、現場に精通していることから早急に対応が可能である下記の者と地方自治法施行令第167条の2第1項第5号の規定により、随意契約とするものである。	第 5 号	
6	備中県民局建設部新見地 域工務課	211-54-1 単県 河川災害復旧工事 （測量）	令 和 7 年 6 月 26 日	共同測量設計（株） 新見市高尾 2 4 1 7－2	5,830,000	本業務は、令和7年6月23日～26日に発生した豪雨により被災した県管理施設の復旧に必要となる測量を行うものであり、早急かつ緊急に対応しなければさらに著しい危険が生じる恐れがあるため、緊急の必要により随意契約するものである。 左記業者は、管内の状況に精通しており、直ちに現地対応が可能で、過去の実績からも確実な履行が見込まれるため、左記業者と随意契約を締結するものである。	第 5 号	
7	備中県民局建設部新見地 域工務課	212-54-1 単県 河川災害復旧工事 （測量）	令 和 7 年 6 月 26 日	タックコンサルタント（株） 新見市高尾 2 3 8 4－1 0	5,082,000	本業務は、令和7年6月23日～26日に発生した豪雨により被災した県管理施設の復旧に必要となる測量を行うものであり、早急かつ緊急に対応しなければさらに著しい危険が生じる恐れがあるため、緊急の必要により随意契約するものである。 左記業者は、管内の状況に精通しており、直ちに現地対応が可能で、過去の実績からも確実な履行が見込まれるため、左記業者と随意契約を締結するものである。	第 5 号	
8	備中県民局建設部新見地 域工務課	212-54-2 単県 河川災害復旧工事 （設計）	令 和 7 年 6 月 26 日	アセス（株） 津山市中北上 1 7 3 1－2	9,240,000	本業務は、令和7年6月23日～26日に発生した豪雨により被災した県管理施設の復旧に必要となる設計を行うものであり、早急かつ緊急に対応しなければさらに著しい危険が生じる恐れがあるため、緊急の必要により随意契約するものである。 左記業者は、管内の状況に精通しており、直ちに現地対応が可能で、過去の実績からも確実な履行が見込まれるため、左記業者と随意契約を締結するものである。	第 5 号	